

公職選挙法第二五三条の二に該当する事件の記録の取扱について

昭和30年4月23日訟一第205号高等裁判所
長官および地方裁判所長あて訟廷部長事務取扱通
達

標記事件については、特に迅速な処理を図る必要がありますので（昭和三〇年四月二三日付最高裁判所刑一第六七号事務総長通達参照）、事件記録にもその旨を明らかにすることといたしたく、現在係属中および今後係属する右事件の記録には、表紙の上部欄外に「要急事件」と朱記することにして下さい。

なお、併合分離等により記録の編成に異動がある場合には、右について記載漏れのないように注意されたく、念のため申し添えます。